

第92回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成25年12月2日(月) 14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 総務省1002会議室

3 出席者

座長 大森 彌
秋山 收
加賀美 幸子
加藤 陸美
関口 一郎
松尾 邦弘

(総務省) 行政評価局長 渡会 修
大臣官房審議官 岩田 一彦
行政相談課長 田名邊 賢治
行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

- ① 雇用保険申請により支給停止となった厚生年金の支給(新規)
- ② 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一(新規)
- ③ 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の見直し(新規)
- ④ 未支給年金請求時における添付書類の見直し(継続)
- ⑤ 北海道における日本脳炎に係る予防接種の実施(継続)
- ⑥ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し(継続)

(2) 報告

- ① 災害共済給付金の支給対象の明確化(あっせん)
- ② 国立大学授業料の納付方法の拡大(あっせん)
- ③ 郵便ポストの収集時刻における土曜日の表示の明確化(回答)

5 議事概要

(1) 事案

- ① 雇用保険申請により支給停止となった厚生年金の支給
事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

i) 高年齢雇用継続基本給付金関係

(関口委員)

高年齢継続給付については、2ヶ月に1度の頻度で頻繁に申請を求めるということは、事情の変化によって支給の対象にならなくなることが多くあることを想定していると思う。もし、事情の変化が頻繁に生じることを前提として設計がされているのであれば、これ以上支給を受けないという意味が確認できるのであれば、支給停止を解除してもよいと考える。

(秋山委員)

年金などの支給が本人からの請求が必要となっているのは本人の意思を確認するため。高年齢継続給付の支給を受けない場合でも、本人の意思確認は必要だと思う。しかし、雇用保険と年金の両方に申請に行く必要はなく、どちらかの窓口申請すれば、あとは役所間で手続きすればいいのではないかと。

(加藤委員)

本人の意思確認ができれば、役所間で連絡をして手続きをすればいいと思う。法律改正ではなく運用でできるのではないかと。

(秋山委員)

申請者の事情によって、年金の支給停止額の方が上回っていて逆転現象が生じていることを考えれば、途中での支給停止解除を認めてよいと思う。

(大森座長)

以上の議論を踏まえて、事務局は、年金の一部支給停止期間の途中でも、支給停止解除を認めるべき、という方向で、その可能性について検討願いたい。

ii) 失業給付関係

(秋山委員)

失業給付は受給可能期間中、仕事を探している人に対して給付されるものだが、事情の変化で求職活動を止める人もいる。そのような人については、年金の支給停止を解除すべきだと思う。

(松尾委員)

年金支給を停止することでこの相談のような場合が生じることを踏まえて制度設計すべきであって、救済措置を検討する必要だと思う。

(大森座長)

年金受給者がこれ以上雇用保険の基本手当を受給しないときに、年金支給停止の解除をする必要があるか、厚生年金保険法の改正の是非を含め、事務局で検討してほしい。

② 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(大森座長)

国会に提出された議員立法の趣旨、経緯を調べてほしい。その上で、事務方で、どうすれば改善できるか検討してほしい。

(松尾委員)

期日前投票は、揃えたほうがよい。

(秋山委員)

中央選挙管理会は、3人が定足数だが、国民審査に関することは全員出席しなければならないのか。

(事務方)

確認する。

(秋山委員)

中央選挙管理会の開催期日を早めるということは運用として可能であると思う。

(秋山委員)

資料の表2にあるように、約13%の人が、国民審査に参加する機会を失っている。同じ日に投票できれば、おそらくこれほど大きな差にはならない。最高裁の判事に対する判断の機会を狭めた。これは無視できない。

(加賀美委員)

自治行政局が、現在のところ具体的な検討を行っていないのは、どのような理由なのか。

(事務方)

本件は初めて受けた相談ではなくて、これまで何度もあった。その都度、審査対象裁判官の決定から広報や投票用紙の印刷までの時間がかかるという話しであった。

(秋山委員)

国民審査の対象となる裁判官は、総選挙の公示日に決まるのか。

(事務方)

自治行政局によると、国民審査の対象となる裁判官は、総選挙の公示日に確定するものと解されているとしている。

(秋山委員)

事実上の問題としては、中央選挙管理会の開催日程だと思うが、法律を改正しなければ解消できないのか。

(事務方)

そのように考えている。

(大森座長)

期日前投票が同時に出来なくて、別の日にさせるというのは、国民の側から

見ればおかしい。

国会に提出された議員立法について、当時の経緯を把握していただきたい。これは法律改正の問題なので、事務局で検討の上、次回の会議で報告いただきたい。

③ 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の見直し

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(大森座長)

本件に類似する構造上の独立性の在り方に関する裁判において、経営上の独立性が確保されていれば構造上の独立性は緩やかに解するべきとする判決は確定している。厚生労働省はそれに対して対応していないのか。

(事務局)

厚生労働省は、裁判に敗訴したこととは関係なく、構造上、経営上いずれも保険薬局と保険医療機関とが一体となっていてはいけないということも、一体的な構造とは何かを具体的に示している課長通知の内容も、従来と変えていない。

(加藤委員)

調剤薬局には特別な保険点数が付くので、実質は医療機関の調剤所なのに、独立した薬局として保険点数を請求されるのは困るということがある。経営さえきちんと独立していればよいのだが、やはり窓口が並んでいるのはいけないというのが趣旨だったと思われる。現在では、ビルの1階に商店街が入り薬局があり上の階に診療所があるというような事例は構造上区分されているという判断が、別の事例で認められている。ほとんどの場合、医療機関の真ん前辺りの道路を挟んだ向かい側に薬局が並んでいる。

(松尾委員)

法律の趣旨は、医療と薬剤調剤という大きな意味での適正担保のためには分離が必要なのだと思う。一方、利用者からすると、薬を受け取る側は、柵を設けられると公道まで出なければならぬから不便だと思う。

(加賀美委員)

健全な運営を確保する観点からは、形で示すというのは必要かもしれない。一方で、やはり利用する側から多くの苦情があり、公道に出なくても済むようにして欲しいという要望が多くあるならば、便利な方がよいと思う。

(松尾委員)

東京には薬局と病院が同じ建物の中にあるのは結構あるが、それはどう考えているのか。

(事務局)

いわゆる医療ビルのような形態は好ましくないが、このような場合にあっては、当該建物について、患者を含む一般人が自由に行き来できるような構造になっている旨を十分に確認することとしている。

(加藤委員)

エレベーターや廊下で区分されていればいいのだと、現実的に考えているようだ。ビルの形態もどんどん変わってきている。今時の東京で、1階に薬局があり、診療所が5階、6階にある建物については認めている。割合融通が利いていて、多分エレベーターと廊下が公道とはいえないかも知れないが、公の一般人が往来するという解釈で通用しているのだと思う。出入口が別になっていれば問題ないのではないか。

(松尾委員)

医薬分業について、確かに経営が一体であるとおかしいとは思いますが、建物も一体としてはならないとすることはあまりよくないと思う。一方で、国民からみた場合、医薬分業とはいうけれども同じ建物で診療や調剤をしていると、実態は経営を分離していたとしても理解が得られないから、運用では構造上の分離も指導しているのではないか。だから、せめて柵ぐらい設けよという発想になったのではないか。

(関口委員)

建物の中にあっても一体性があるといえない場合があるとか、公道に出たら一体性がなくなると言えるというのはおかしい。

(大森座長)

本件に類似する裁判の判決の趣旨を踏まえると、医薬分業の目的達成という見地からは、経営上の独立性と比べて構造上の独立性は、より間接的な要件といえるから、経営上の独立性が十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解すべきではないか。事務局は、引続き厚生労働省から事情を聴いてほしい。

④ 未支給年金請求時における添付書類の見直し

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(大森座長)

本件については、実父母か義父母の区別を明確にするためには、住民票ではなく、戸籍で証明する必要があるので、住民票のみをもって親族関係を証明することは困難である。

よって、本件は、現行制度に合理的な理由があることから、あつせんは困難であると判断することとしたい。

⑤ 北海道における日本脳炎に係る予防接種の実施

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(松尾委員)

疫学的な観点、感染症の流行状況等の疫学的な観点から接種を行うだけの根拠に乏しいとあるあるが、素人が判断できるものなのか。

北海道といっても住民が固定されているわけではなく、流動的な状態であり、北海道からの移動もある。

このような状況を考えると、北海道にいても予防接種を受けたいという者は皆無ではないと思う。

そういう場合に、疫学的にどういう対応をするのがよいのかということ、専門の検討会で議論してもらおうということがいいのではないか。

(秋山委員)

最終的には医学方面の専門家に決めてもらうべき事案であると思う。

(加藤委員)

定期予防接種に入れるのであれば、受けることが義務になるので、接種を受けなくとも日本脳炎が発症する危険がなく、接種したことによる事故がごくわずかでもあるのであれば、判断は厚生労働省の専門家に預ければいいのではないか。

(大森座長)

私どもとしては、厚生科学審議会での審議を促すという方向でいいのではないか。事務局は、厚生科学審議会での議論を促す方向であっせんできないか検討してほしい。

⑥ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(松尾委員)

住宅防音事業は、国の防衛政策の一環であるから、被害があればエアコンを付けて騒音を受忍できる程度まで軽減して何とかしますと国が約束したという性格のもので、法律ができたと思う。

エアコンが付かない状態のまま放置され健康被害が生じた場合、損害賠償請求は可能なのか。

(秋山委員)

どの程度の違法性不法性が生じるかということは、個別のケースによるので難しい問題だと思う。

(大森座長)

現地調査をして、具体的な支障が把握できるとこともある。事務局の調査結果を基に、検討することとしたい。

(2) 報告

事務方から、以下について概要を報告した。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害共済給付金の支給対象の明確化(あっせん)② 国立大学授業料の納付方法の拡大(あっせん)③ 郵便ポストの収集時刻における土曜日の表示の明確化(回答) |
|---|

以 上